

平成 29 年度事業化促進研究 公募要領

1. 概要

(1) 目的

今後成長が期待される産業分野において、中小企業等の開発ニーズと研究シーズ（知識・技術等）のマッチングをコーディネートし、さらに神奈川県立産業技術総合研究所（以下「産技総研」という。）が有する技術・ノウハウを活用することにより、中小企業等による事業化を促進し、イノベーションを創出して地域産業の振興と競争力強化を図ります。

(2) 対象分野

ロボット、IoT、エネルギー、先端素材、エレクトロニクス、
ライフサイエンス（未病、先端医療）、輸送用機械器具

(3) スキーム

申請した研究が採択された場合は、申請書に記載した研究参加機関（企業、大学等）と産技総研が共同研究のための研究契約を締結した上で、企業、大学等と産技総研が互いにリソースを提供しながら、国等の競争的資金への応募を視野に入れ、概ね3年以内の事業計画に基づいて共同で研究を推進していただきます。

※3年間の支援を約束するものではありません。研究の審査・採択は単年度ごとに行います。

(4) 採択件数

7件以内

(5) 募集期間

平成 29 年 4 月 27 日（木）～ 5 月 26 日（金）

2. 応募要件

(1) 研究内容に関する要件（ア、イの両方を満たす必要があります）

ア 開発ニーズを有する法人と研究シーズを有する法人の両者を含む、2以上の法人が共同で実施する研究であること。

イ 申請する研究の属する技術分野が、上記「1. 概要」(2)項に示す対象分野に該当すること。

(2) 研究参加機関に関する要件 (ア～カの全てを満たす必要があります)

ア 2以上の法人で構成するコンソーシアムで申請すること。また、コンソーシアムの代表法人を決め、代表法人がコンソーシアムを代表して本公募にかかる申請手続きを行うこと。

イ 代表法人は、研究の進捗管理や研究参加機関の間での情報共有、産技総研との連絡・調整を行うこと。

ウ 研究参加機関のうち1以上の法人が、県内に主たる事業所を有する中小企業[※]であること。

※ここでの中小企業とは、業種分類ごとに次に該当する法人をいう。

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社

エ 研究参加機関の全てが、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 代表法人は、研究が採択された場合に、産技総研の理事長と協議の上、事業化促進研究契約書を整えること。

カ 研究参加機関の全てが、前項の協議において整えた事業化促進研究契約書により、産技総研と研究契約を締結すること。

3. 支援内容

(1) 研究が採択された場合は、研究費総額の1/2かつ300万円を上限として産技総研の理事長が決定した研究費を産技総研が負担し、共同で研究を実施します。

※研究費は、採択後に、研究計画と合わせて産技総研の担当者と綿密に打ち合わせの上で決定します。

※継続して2年目に採択された場合には、産技総研の負担率は1/3かつ200万円を上限とします。

※研究費の執行については、「5. 研究費の取り扱い」を参照してください。

4. 審査

- (1) 審査会 : 申請者は、6月上旬～6月中旬に開催する審査会において、申請内容についてプレゼンテーションを行っていただきます。
- (2) 審査方法 : 外部有識者を含む審査委員が、申請書面及び審査会でのプレゼンテーション・質疑の内容に基づき、総合的に審査します。
※応募多数の場合は、申請書類により書面審査を実施し、書面審査を通過した申請のみが審査会における審査対象となります。
- (3) 審査の視点 : <別紙1>を参照
- (4) 採択結果通知 : 6月下旬を予定

5. 研究費の取り扱い

- (1) 研究が採択された場合は、産技総研の担当者と綿密に打ち合わせた上で、研究計画と合わせて研究費を決定します。研究費の対象となる費目は、<別紙2>のとおりとします。
- (2) 産技総研が負担する研究費は、産技総研の理事長が決定した額に基づいて、産技総研の会計規程に則って使用します。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、研究契約の全部もしくは一部を解除します。
 - ア 締結した研究契約に基づく産技総研の理事長の指示に違反した場合
 - イ 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な研究については、その許可等が取消し、又は抹消されたとき。
 - ウ 研究参加機関のいずれかが正当な事由なく締結した研究契約の解約を申し出たとき。
 - エ 締結した研究契約の履行に関し、研究参加機関のいずれかに不正の行為があったとき。
 - オ 前各号に定めるもののほか、研究参加機関のいずれかが締結した研究契約に違反したとき。

6. 成果の報告、公表、取り扱い

- (1) 研究契約締結の前後に、研究参加機関の名称、研究の名称と概要を公表します。(非公表とすることはできません。)
- (2) 研究期間中、産技総研の求めに応じて、研究参加機関に研究の進捗状況について報告を行っていただく場合があります。また、研究完了後に代表法人には、直ちに研究完了届に結果報告書を添付の上、産技総研の理事長に提出していただきます。

(3) 研究の成果について、産技総研が実施する報告会等での発表や、産技総研が作成する成果報告集等への掲載を求める場合があります。この際、産技総研の研究費を使用して実施した研究の成果については、原則公開していただきます。ただし、研究参加機関から業務上の支障があると申し入れがあったときは、審査の上、一定期間その一部または全部を公表しない場合もあります。

(4) 研究の実施に伴い発明等をなした場合には、その発明等に係る知的財産権の持分及び登録出願等について、産技総研と各研究参加機関が協議して決定するものとします。

7. 応募手続

(1) 募集締切：平成 29 年 5 月 26 日（金） 午後 5 時 15 分必着

(2) 提出方法：郵送又は持参

※持参の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日祝日除く）

(3) 申請書類：ア～カは各 1 部、キは 7 部を提出してください。

オ～キは大学と公的研究機関を除く全ての研究参加機関のものを提出してください。

- ア 事業化促進研究申請書（申請様式 1）
- イ 研究推進体制等説明書（申請様式 2）
- ウ 研究内容説明書（申請様式 3）
- エ 参加意思表明書（申請様式 4）
- オ 申請日から 3 か月以内に発行された法人登記事項証明書（写し）
- カ 直近 1 年分の決算書（写し）
※設立 1 年未満の場合は直近月の合計残高試算表
- キ 会社概要を示す資料（パンフレット等）

(4) 問合せ先・申請書類の提出先

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
研究開発部 橋渡し研究課
住所：〒243-0435 海老名市下今泉 705-1
電話：046-236-1500（代表）
HP：https://www.kanagawa-iri.jp/r_and_d/cmcl/jigyoka_sokushin/

審査の視点

項目	審査の視点
① 開発ニーズに関する技術課題の適正	開発ニーズが、本公募で対象とする分野（「1. 概要」（2）項参照のこと。）における具体的な技術課題に即しているか。
② 研究シーズに関するノウハウ・技術・特許等の優位性	研究シーズに関し、優位性のあるノウハウ・技術・特許等を研究参加機関が保有しているか。
③ 開発ニーズと研究シーズのマッチングに関する妥当性	開発ニーズで挙げる技術課題が、マッチングしようとする研究シーズを利用することで、どの程度解決できると見込めるか。
④ 計画の妥当性	事業化に向けた具体的な計画（概ね3年以内）が策定されており、現実的な共同研究体制・内容・スケジュールとなっているか。
⑤ 社会への貢献度	事業化された場合に、社会に与えるインパクトは大きいのか。または、社会的インパクトは小さくとも、強いニーズがあり、一定の需要が見込めるなど、社会への貢献度が高いと予想されるか。
⑥ 産技総研との共同研究の妥当性	産技総研が有する技術・ノウハウを有効に活用できるか。

<別紙2>

主な研究費の費目一覧

消耗品費
原材料・副資材の購入費 工具・器具・資料等の購入費（10万円未満（税込）のものに限る。）
備品費
計測機器等の購入費（産技総研内の実験室に保管し、産技総研が管理するものに限る。）
委託費
外部機関に委託する試験、分析等の研究費
人件費
研究担当者の雇用等に要する経費
その他
旅費・交通費・学会参加費（申請する研究の推進を目的にするもので、出張報告書等により出張・旅行の目的が確認できるものに限る。） 機器運搬費（申請する研究の推進に必要な機器類の運搬を目的にするものに限る。）

※産技総研との研究契約の締結に要する費用は対象とならず、申請者が負担すること。